

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	児童扶養手当受給資格の認定	
根 拠 法 令	児童扶養手当法	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5194)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 児童扶養手当の支給要件については次のとおりとする。</p> <p>(1) 次のイからホまでに定める者に対し、児童扶養手当を支給する。</p> <p>次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 父が死亡した場合</p> <p>ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 父の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>次のイからホまでのいずれかに該当する児童の父が当該児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする場合 当該父</p> <p>イ 父母が婚姻を解消した児童</p> <p>ロ 母が死亡した場合</p> <p>ハ 母が のハの政令で定める程度の障害の状態にある児童</p> <p>ニ 母の生死が明らかでない児童</p> <p>ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの</p> <p>のイからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは のイからホまでのいずれかに該当する児童(のロに該当するものを除く。)の母がない場合であって、当該母以外の者が当該児童を養育する(児童と同居して、これを監護し、</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 60日(休日を含む)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設定等年月日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。)とき、 のイからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合(父がない場合を除く。)若しくは のイからホまでのいずれかに該当する児童(のロに該当するものを除く。)の父がない場であって、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であって、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

- (2) (1)の規定に関わらず、手当は、母に対する手当であっては児童が から までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が から まで又は から までのいずれかに該当するとき、養育者に対する手当にあっては児童が から まで又は のいずれかに該当するときは、当該児童については支給しない。

日本国内に住所を有しないとき。

父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

父又は母の死亡について労働基準法(昭和22年法律第49号)の規定による遺族補償その他政令で定める法令によるこれに相当する給付(以下この項において「遺族補償等」という。)を受けすることができる場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項に規定する里親に委託されているとき。

父に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が(1)の の八に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

母の配偶者((1)の の八に規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。

父の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる母の監護を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

父又は母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる者の養育を受けている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっているとき。

母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が(1)の の八に規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

父の配偶者((1)の の八に規定する政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

母の死亡について支給される遺族補償等を受けることができる父の監護を受け、かつ、これと生計を同じくしている場合であって、当該遺族補償等の給付事由が発生した日から6年を経過していないとき。

- (3) (1)の規定にかかわらず、手当は、母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、次の 又は のいずれかに該当するときは、支給しない。

日本国内に住所を有しないとき。

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条による改正前の国民年金法に基づく老齢福祉年金以外の公的年金給付を受けることができるとき。ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

審査基準

基準

- 2 児童扶養手当の支給要件に該当するものが、児童扶養手当を受けようとするときは、次のとおり認定を受けなければならない。
 - (1) 手当の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。
 - (2) (1)の認定を受けた者が、手当の支給要件に該当しなくなった後再びその要件に該当するに至った場合において、その該当するに至った後の期間に係る手当の支給を受けようとするときも、(1)と同様とする。
- 3 支給期間及び支払期日については、次のとおりとする。
 - (1) 手当の支給は、受給資格者が2の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。
 - (2) 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により2の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、(1)の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。
 - (3) 手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の手当は、その支払期月でない月であっても、支払うものとする。
- 4 その他別添(児童扶養手当審査基準の別紙)参照